

韓国における特殊教育の歴史と現状

趙 英 喜

キーワード

韓国特殊教育、特殊教育統計、古典的特殊教育期、近代特殊教育移植期、
特殊学校成立期、特殊教育振興期、「障害者などに対する特殊教育」期

Key Word

Korean special education, Special education statistics, Classical special education period,
Modern special education period, Special school establisher period, Special education
promotion period, Special education laws for persons with disabilities period

【問題と目的】

特殊教育の歴史は、障害者に対する見方と価値観の時代による変化を反映していると言える。本論では韓国における特殊教育の現状と課題を探るために歴史をたどる。そして今後の韓国における特殊教育が進むべき方向を検討したい。

韓国（以下、近代国家成立以前を「朝鮮」^(註1)と表記する）は、2,000年以上の歴史を持つといわれるが、障害者に対するもっとも古い教育記録は約1,000年前のものである。それは、930年高麗（コリョ）国の太祖（テジヨ）^(註2)13年、西京（現在、ピョンヤン）に設置された修書院において、盲人（視覚障害）に卜業（ぼくぎょう）を教えた記録である。これは教育というよりも修業という概念に近いものであろう。卜業とは、国家内政や外交において決定時にしばしば使われ関わりあう事柄を占うことである。また、高麗23代王元宗（ウォンジョン、1259年—1274年）^(註3)の時代に盲人に卜業に従事させたという記録がある。しかし、その盲人にどのような方法で、教育修業を受けさせ、どのように従事をさせたかについては記録がない（キムキフン、2009）⁽¹⁾。

この時代の背景を見ると、約1200年代に入ってから、朝鮮はモンゴルの侵略に対向して戦争を行った。この戦争は30年あまり続いた。その結果1259年、高麗23代王元宗は戦争に敗退し、以後100年以上にわたり実質上モンゴルの支配下に入った。30年にわたる断続

的なモンゴルの侵略によって国土は荒廃し、国論は抵抗派と恭順派に分かれ、モンゴルに敗北している。王は存続を許されたが、この時代以降、高麗国家はモンゴルからの厳しい収奪によって疲弊していく。その中で卜業を盲人に従事させ続けたのはなぜだろうか。不安定な国家において卜業が特殊な意味を持っていたのかもしれない。または卜業そのものが遊牧民モンゴルのあるいは大陸中国的価値観と合致していたのかもしれない。

このように、特殊教育の創始期については、きちんとした記録がないことから、その解釈が学者によって異なる。

本論では、正確な記録に基づいた朝鮮の特殊教育の歴史について整理していく。時期はビョンホゴル(2005)による4つの時期に分けて分ける。1つ目は、朝鮮初の公的特殊教育機関である観象監が設立され盲教育を始めた時期で「古典的特殊教育期(1445~1876)」という。2つ目は、近代特殊教育移植期の開示された時期で外交使節団の最初の派遣の年を「近代特殊教育移植期(1876~1945)」という。3つ目は、日本から解放された後に国立盲学校、大邱(テグ)光明学校などの特殊学校が設立された時期で「特殊学校成立期(1945~1977)」という。4つ目は、韓国において障害児の教育を公的に保障するために特殊教育振興法が制定された時期で「特殊教育振興期(1977~現在)」という。

本論では、ビョンホゴルの3つの「古典的特殊教育期」、「近代特殊教育移植期」、「特殊学校成立期」について述べ、4つ目は、韓国の特殊教育法が制定されたのうち「1977年~2007年まで」を「特殊教育振興期」とし、5つ目として、2007年に新たな法律が制定されて今日に至るまでの時期を「障害者などに対する特殊教育法」期(2007年~現在まで)とする。その5つの時期に分けて本論では文献研究により、韓国における特殊教育の展開とその特徴を論じる。

【結果】

1. 古典的特殊教育期(1445~1876)

1445年、朝鮮4代王様の世宗(セジョン、27年)^(注4)は、朝鮮の首道にあった書雲監(ソウングワン)に、教育を担当する訓導4~5名を置いて、10名の盲人を選抜し3日に1回陰陽学を教育した。

書雲監とは、朝鮮時代に「天文・地理・歴数・測候・漏刻」などの気象観測を担当していた官署で、1392年(太祖元年)に設置され、1466年(世祖12年)に観象監と名前が変わった。陰陽学の教育内容は、天空に起こるさまざまな現象を見て吉凶を占う「天文」や日月と寒暑の季節に使われる順序を数える「歴数」、地形と方位の吉凶を判断して埋葬の地を決める「風水地理」である。教育を受ける期間は、個人によって差があるが、一般的に5年である。

書雲監は1466年1月に観象監と改称され、陰陽学は命課学に、風水学は地理学と改称された。命課学は観象監の陰陽3課の一つで、運命・吉凶・禍福を判断する学問であり、教育を受けた盲人達は国が行っている国家試験を受けることができ、受かった人は王が職位と俸禄を与え公務に従事させた(キムキフン、同)⁽²⁾。

このように、朝鮮においては15世紀において盲人(視覚障害者)に対して、陰陽学を基本とした方法で、占星術的教育を授けていた。

当時の盲人は占卦や四柱、日取りなどを占う、占い師であり、仏教經典の經を読み上げて、病気にかかった人に悪魔や病気を追い出す読經者として活動していたのである。

2. 近代特殊教育移植期（1876～1945）

朝鮮において、近代的な障害児教育が紹介されたのは朝鮮時代末期（1876～1910）に、国の任命によって一定の使命を受け外国に派遣された「外交使節団」の帰朝報告や書籍によるものである。

朝鮮時代末期では、今までの封建的な制度と思想をなくし、近代的な制度や思想を受け入れ、近代化を図ろうとする「開花思想」が広がっていた。この開花思想の影響を受けて、「新教育思想」の運動が展開し、教育の実用化、民主化、救国化が強調されるようになった。そして、今までの伝統的な經典中心の教育から脱皮し、新しい学問を伝授するための近代学校が普及されるに至った。このことに関して、キムキフン（同）³⁾は「開花思想→新教育思想→近代学校の設立という一連の新しい歴史発展の傾向によって、障害児の教育問題に多くの人々が関心を持つようになった」と述べている。

このように、開花思想を受け入れた朝鮮時代末期において、初めて近代的な障害児教育が紹介されたのである。したがって、近代特殊教育移植期の開示された時期を外交使節団の最初の派遣の年である1876年とするのである。

さらに、1881年に新しい文物制度の視察のために日本に「紳士遊覧団」が派遣された。その視察団は専門委員である12人の朝士と、その随行員を合わせて計60人あまりで構成された。彼らは、日本の様々な教育機関について報告する中で、盲児院（盲学校）を紹介している。それが朝鮮の歴史の文書上で障害児教育が紹介された最初の記録として評価されている。

また、兪吉濬（ユキルジュン）は米国と欧州などを視察し、1895年に「西遊見聞」を著した。「西遊見聞」とは、1895年朝鮮時代（高宗32年）に、兪吉濬が米国と欧州を旅行しながら自分が見て、感じたことを書いた本である。この本は、国漢文で書かれた最初の紀行文で、言文一致の先駆的な役割をしており、開花思想の影響を受け入れた本である。「西遊見聞」著書の中に痴児院（知的障害児教育）、盲人院（盲教育）、啞人院（聾教育）などについて、当時の西欧の障害児教育を具体的に紹介している。この著書は、朝鮮の障害児教育において重要な意味を持っていると評価されている。

このように、日本及び西洋の文化や教育などを視察して作成された文書や書籍、外国から持ち込まれた書籍などによって、外国の近代文明が吸収された。

朝鮮における、近代的な障害児のための教育が具体的にスタートしたのは1894年とされる。1894年にアメリカの医療宣教師のRosetta Sherwood Hall（1865—1951）が、オボクレという盲女兒に点字を指導したのである。Hallは1894年アメリカの医療宣教師として、ピョンヤンに派遣され、医療宣教活動の中で盲女兒を発見し、点字教育を実施したが、夫が亡くなり、1895年にアメリカに戻った。アメリカに戻ったHallは、ニューヨーク盲学校で、ニューヨーク点字を習い、ニューヨーク点字の教科書を作り、それを朝鮮で紹介するなどして、朝鮮に盲教育を広めた。

Hallは1898年に朝鮮に永住帰国し、盲女兒に対しての点字教育を再開した。また、1900年に平壤盲学校（1896年設立）の特殊学級で4名の盲女兒に点字教育を実施した。また、

盲教育だけではなく聾教育にも関心を持ったHallの構想により、Rockwellの財政的後援によって、朝鮮における聾教育がスタートしたのは1909年とされる。1910年に既存の平壤盲学校を平壤盲聾学校に改称され、盲教育と聾教育が行われた。

このように、朝鮮での近代的な特殊教育の始まりは、外国人の宣教師によって行われることになった。

1910年、朝鮮は日本による植民地支配の下に置かれ、京城（キョンソン、ソウルの旧称）に朝鮮総督府が設置された。朝鮮総督府は、1911年に済生院の管制および規則を制定・公布し、孤児の養育と盲聾者の教育と救済のために設置された財団法人である。

1912年3月、朝鮮総督府は済生院内に養育部と盲聾部を置いて、養育部は主に孤児を養育・保護し、盲聾部は盲人と聾人に普通の教育を実施、生活に必要な機能を教えることを目的とした。盲聾部は1913年6月1日に盲生16名と聾生12名の教育を開始した。盲生の教育科目は、修身、日本語、朝鮮語、算術、音楽および鍼灸である。聾生の教育科目は、修身、日本語、朝鮮語、算術および手芸などである。修業年限は盲生科3年、聾生科5年で盲生の速成科1年であった。

1914年、朝鮮総督府は「按摩術・鍼術・灸術営業取締規則」を制定し、卒業生に無試験で按摩、鍼、灸の免許を与えて生業に従事させた。このことから、平壤盲学校は盲人に職業教育を実施してこなかったことに対して、済生院は盲人に職業教育を実施することで、盲教育の発展に大きな貢献をすることになった。

しかし済生院は、障害児童と孤児と一緒に救済保護することが主目的であったため、近代的な教育機関とは言えなかったのである。

しかしながら、盲教育においてすぐれた業績が生まれた。その一つが、済生院で盲聾部教師に在職してきた、朴斗星（パクドゥソン）の創案したハングル点字である。朴斗星は、済生院では日本語の点字だけを教育することに不満を抱いて、1921年に朝鮮人卒業生らとともに、朝鮮語研究委員会を組織して、国語点字を作ることを強く推進した。彼は、当時使用していたニューヨーク点字を用いて、初級読本と千字文を点字化しようと努力した。初級読本とは、基礎的な知識を伝達することができる入門書や解説書である。千字文とは、古詩250句で、1000字になっており、自然現象から人倫道徳に至る知識用語を収録した文である。

しかしHallによって、紹介された4点のニューヨーク点字（：：）では、ハングルを点字化することができないことが明らかになり、1829年Brailleが考案した、6点の点字（：：）を導入し、ハングル点字を考案して、1926年11月4日に公布した。これがいわゆる訓盲正音（フンメンチョンウム）で、国際点字学界からも、ハングルの優秀性ととも、優れた点字として公認されることになった。

1935年に李昌鎬（イチャンホ）牧師は、日本の統治下における困難の中でも、平壤光明盲学校を設立した。光明盲学校は、朝鮮人によって設立された最初の障害児学校である。さらに、済生院の盲聾部の卒業生であるソンヨンジュによって1938年、元山盲学校が設立された。そして、一般の小学校内に設置された最初の障害児学級は、1937年ソウル東大門の公立小学校の病虚弱児学級である。

朝鮮において、初期障害児教育は西北地方で盲教育を中心に発達してきており、キリスト教宣教師と朝鮮人キリスト教徒の努力によって救済保護的性格を帯びたが、公的障害児

教育の根幹になった。

3. 特殊学校成立期（1945～1977）

特殊学校設立期とは、第二次世界大戦が終結し、日本の敗戦によって日本から朝鮮が解放された1945年に始まる。

1945年に日本から解放された朝鮮では、米軍政庁が済生院を保健厚生部^(注5)傘下に置いて、学制を6年制初等学校に改めた。そしてその名前を済生院から国立盲学校に改編・設立した。また、1946年イヨンシク牧師によって、解放後初めて私立学校である大邱（テグ）光明学校が設立された。

その後大韓民国政府が成立し、1948年に大韓民国憲法の「制憲憲法」が制定・公布され、朝鮮から独立した大韓民国「韓国」という新たな国家がスタートした。

「制憲憲法」は、前文と総則（第1章）、国民の権利義務（第2章）、国会（第3章）、政府（第4章）、法院（第5章）、経済（第6章）、財政（第7章）、地方自治（第8章）、憲法改正（第9章）、附則（第10章）で103条より構成されていた。

「制憲憲法」によって、すべての国民に対して、均等に教育を受ける権利を保障し、少なくとも初等教育は無償の義務教育として、教育制度を法律に委ねた（憲法第2章、16条）。

憲法の教育に関する事項を具体化させるための法律として、1949年「教育法」(法律第86号)を制定・公布した。

「教育法」は総則（第1章）、教育区と教育委員会（第2章）、教育税と補助金（第3章）、教員（第4章）、教育機関（第5章）、授業（第6章）、学科と教科（第7章）、教科用図書（第8章）、奨学と奨学金（第9章）、罰則（第10章）、付則（第11章）で177条より構成されていた。

「教育法」により、教育制度が制定されたことで、特殊教育において、1949年精神遅滞児のための中央核心学院が設立された。また、法律として特殊学校の設置義務と一般学校内に特殊学級を置けるなど、障害児教育において法的根拠となった。

「教育法」における、特殊教育関連条項規定では、第1条「教育は弘益人間の理念の下で全ての国民によりその性格を完成し、自主的な生活能力と公民としての資質を具有するようにして民主国家の発展に奉仕しながら人類共栄の理念実現に寄与することとするを目的とする」の規定によって、教育対象はすべての国民であることを示している。また、第8条「すべての国民は6年の初等教育を受ける権利がある。国と地方公共団体は、前項の初等教育のために必要な学校を設置しなければならず、学齢児童の親権者又は後見人はその保護する児童に初等教育を受けさせる義務がある」と明示することで義務教育のために国家、地方公共団体、親権者、後見人などの義務内容を示している。

さらに、第81条「すべての国民にとって信仰や性別・社会的身分・経済的地位などによる差別がなくその能力に応じて均等に教育を受けさせるため、次のような学校を設置する」の規定により、特殊学校を規定している。これが韓国で障害学生のための学校を特殊学校と規定した最初の法律である。

しかしながら「教育法」の制定で法的に特殊学校設立に向けた基盤は用意されたが、教育法第98条の学齢児童の不具、廃疾、病弱、発育、不完全または、その他やむをえない理

由により、就学が不能な場合には、大統領令が定めるところにより、その義務を免除または猶予できるように猶予条項を挿入した。これが韓国における特殊教育の発展が遅れる一因になった。

4. 特殊教育振興期（1977～2007）

（1）韓国における憲法の流れ

韓国において、1948年に制定された憲法（制憲憲法）により、韓国の国民として、平等権や身体的自由などを保障されるようになった。また、憲法では「すべての国民は平等に教育を受ける権利を持つようになり、少なくとも初等教育は義務的に無償とする」ことで健常者、障害者にかかわらず平等に教育を受ける権利を保障されるようになった。しかし、憲法が制定された1948年当時国家樹立からまだ間がなく、国内すべてが貧しく、経済的、社会的に不安定であった。さらに1950年から3年間にわたる戦争により、国家として発展するまで時間がかかり、特殊教育においても1977年まで特別な成果が得られなかった。

1960年代に入り政府は、経済開発5ヵ年計画を樹立し、国家経済再建に全力で傾けていた。また、第2次経済開発5ヵ年計画（1967—1971）にともない、教育部は1968年に特殊教育5ヵ年計画を樹立し、特殊学校と学級の新設、特殊学校小学校課程の義務教育の実施、特殊教育教員の確保、私立特殊学校に対しての財政支援などを強調した。また、特殊教育の基本方針として、全国の市・道に年次ごとに公立特殊学校を1校ずつ設立できるように支援し、市、郡単位として、小学校に特殊学級を設置するなど計画期間（1972—1976）を設けた。しかし、この計画はあくまで計画案で、当時の軍事政府は経済発展が第一であることを強く主張し、政策方針によって死文化された。1970年代後半は、政治的に軍事独裁で経済的に高度成長に力を加える時期であった。

（2）韓国における「教育法」から「教育基本法」の流れ

韓国で1949年、教育理念として制定された「教育法」は、教育制度の根幹を形成し、すべての教育活動において根本規範となり、長い間教育に関する統合法として役割を果たした。

「教育法」の制定後、特殊教育分野では、1950年国立盲学校が設置され、師範科において特殊教師の養成がはじめられた。また、1954年には師範科（3年制）と普通師範科（1年制）を設置し、特殊学校教師養成のための師範教育がスタートした。さらに、1959年盲啞、聾啞分離教育が行われ、1961年には大学に特殊教育を専門とする学科が設けられ、1971年以降、公的に大学で特殊教師を養成するようになり、特殊学校教員特別手当支給に対する規定が制定された。また1963年「教育法」の改正により特殊学校に高等科が設けられ、教育行政に特殊教育部門が設置され、1967年盲学校（小・中・高）、聾学校（小・中・高）教育課程を公布した。

しかし、特殊教育は民間篤志家たちにより設立された私学が中心であり、盲学校と聾学校が主流で精神遅滞教育と肢体不自由教育はスタートラインに着いたばかりであった。さらに、政府は、経済的成長を高度成長を中心で経済第一主義を至上目標としており、障害児童に対する特殊教育は経済的消耗であるとの意見が根強く、一般教育の中でも2部制、3部制の

教室で教育を行っていた。そのため、特殊教育はいつも政策の順位から一番下であった。

(3) 1977年「特殊教育振興法」制定

1977年12月31日（法律第3053号）特別法である「特殊教育振興法」が制定され特殊教育が発展できる土台が設けられた。これに先立ち韓国の特殊教育協会は懇談会を開催し、「特殊教育振興法」の制定の必要性を教育部に建議し、これを受け教育部は1976年から、普通教育局の主管で特殊教育の振興に向けた政策決定に関する研究をしていた。この研究の推進の背景には、憲法と教育法による人権の平等と教育機会の均等の原則などがあるが、憲法と教育法だけでは法的措置が伴わないことから、実質的な教育権の保障が不可能であった。そのため特殊教育を発展させるための研究の必要性が問われ、研究の結果3つの政策案が提言された。1つ、特殊教育を育成し保護するための法的措置が必要であること。2つ、財政的支援策が優先されること。3つ、特殊教師の積極的養成であった。研究の結論に基づき、教育部が特殊教育振興法案を設け、1977年10月24日、国会に提案した。

法案は1977年12月7日、国会文教公報委員会第16回委員会に上程され、その翌日12月8日、第17回委員会では小委員会の審査報告と議決を経て、12月16日、第22回国会本会議で決議され、12月31日に公布された。

このような過程を経て制定・公布された「特殊教育振興法」は、全文16条より構成されている。この法は、韓国で特殊教育を振興するために制定された最初の法で、以降の特殊教育政策の変遷における基準となった。

制定された「特殊教育振興法」の特殊教育とは、視覚障害者、聴覚障害者、精神薄弱者、肢体不自由、情緒障害者、言語障害者、その他の心身障害者に対して、特殊学校や特殊学級で幼稚園から小学校、中学校、高校の過程を通して教育・療育・職業補助をすることである。

特殊教育学校に就学する学生の教育費は無償である。国・公立学校に就学する学生は、高等学校まで無償教育で、私立特殊教育学校に就学する学生は、義務教育課程まで無償であり、教科用図書はすべて無償で支給するように規定している。

その他の奨学金、学費減免の措置などを通じて、特殊教育対象者の就学機会を拡大しようとする規定はあるが、その規定が任意規定としており、その政策の執行を任意的に行えるように規定した。

特殊教育学校には職業訓練及び職業補助に必要な施設を2室以上設置するようにしており、職業補助室の設備基準を定めている。また、療育補助する特殊教育要員を配置するようにして、その配置基準を定めており、1室以上療育室を備えるように規定しており、各療育室の設備・設備基準を定めている。

国家及び地方自治団体は、特殊教育教員たちの資質の向上のための、年間1回以上の研修教育を義務付け、特殊教育を充実させるための施策を講じるように規定している。また、特殊教育振興に関する主要政策を審議するようにするために、教育部に特殊教育審議会を設置するようにした。その他に特殊教育対象者の不利益処分の禁止、健康診断、点字図書館の設置などについても規定している（キムウォンギョン外、2010）⁽⁴⁾。

この法により、全国の市・道に公立特殊学校及び特殊学級が本格的に設置され、個別化教育の実施、特殊教育運営委員会の導入など、特殊教育において質的発展の土台となった。

しかし、行政的・財政的な支援不足、教育内容及び教育方法が充実していないこと、専門教員の養成、職業教育の不足など、韓国の特殊教育はまだ後進性を免れておらず障害児のための公教育の推進は出発段階に過ぎないのが実状であった。

1977年、特殊教育の発展のための法制度的改革を目標とした念願の「特殊教育振興法」が制定・公布され、第5条に「国立または、公立の特殊教育機関に就学する者及び私立の特殊教育機関の義務教育課程に就学する者の教育は無償とする」と規定されていた。したがって、国・公立特殊学校に在籍している児童は、幼稚園から高等学校まで無償教育であった。しかし、私立特殊学校は、小学校だけが無料であるため、他の学年は、法律によらず有償であった。そのため、差別化の問題が提起された。

1988年ソウルで開催されたパラリンピックをきっかけに、障害者や特殊教育に対する社会的理解が促進された。この背景から政府や特殊教育関係者たちは特殊教育を積極的に奨励し、その充実した実践のために、国・公・私立を問わず、同等に小・中学課程は義務教育で、幼稚園と高等課程は無償教育をさせるように提起した。さらに就学前の3、4、5歳の幼児教育も義務教育化してはどうかとの主張がおこり、特殊教育の改革が推進されるようになった。

これにより「特殊教育振興法」は、1990年12月に行われた2次改正で、一部修正・補完された。また、1991～1994年までを「第1次特殊教育振興計画」として推進し、この計画によって、幼稚園と、高等学校の教育課程を無償とした。さらに、この振興法は、統合教育の実践などの画期的な改革方案を取り入れて、一部改訂（1994年1月7日）され、「第2次特殊教育振興計画」(1995～1998年)の原動力となっている。

(4) 1994年「特殊教育振興法」全文改訂

韓国における「特殊教育振興法」は制定以後、時代的要求と社会・経済・文化的な変化により1994年全文改訂と8回の一部改訂より、計9次の改訂が行われた。

全文改訂の理由としては、特殊教育を必要とする人に国家及び地方自治団体が各自の能力と障害程度に応じて、適切で平等に特殊教育を受ける機会を拡大・提供することにある。また、新たな特殊教育方法を導入し、特殊教育の質的向上を図りながら、特殊教育支援体制を拡大するなど、最近の社会変化により急激に増加している特殊教育の需要に能動的に対処するため、現行規定を全面的に改善、補完することであった。

既存の「特殊教育振興法」は、「生活に必要な知識と技能に関する教育を実施する」であったが1994年の改訂では「自主的な生活能力を伸長、生活安定と社会参加」などとしている。このように目的性の教育から特殊教育対象者の能力に合わせ、自主的に個々の生活安定を図り社会参加の機会をつくることを目的としている。

従来使用されていた精神薄弱者という言葉を精神遅滞と名称変更し、情緒障害の中に自閉症を包含し、学習障害を入れるなど障害の種類を幅広くした。

特殊教育方法及び特殊教育実施場所においても幅広く具体化されている（表1）。

1977年「特殊教育振興法」は当時の韓国において、障害者教育を公的に保障できるようにするなど大きく貢献した。「特殊教育振興法」が制定され、全国市・道に公立特殊学校および特殊学級が本格的に増設されるなど、特殊教育発展の基礎が用意され始めた。その後「特殊教育振興法」は9回改訂が行われ、そのうち1994年の全文改正では、統合教育及び個

表 1 特殊教育振興法の主な改訂内容

| 区分 | 制定（1977年） | 全文改訂（1994年） |
|------------|--|---|
| 法律名 | 特殊教育振興法 | 特殊教育振興法 |
| 特殊教育の目的 | 生活に必要な知識と機能教育 | 自主的生活能力伸長、生活安定、社会参加 |
| 特殊教育の定義 | 点字・口話及び補装具などを用いた教育・矯正・職業指導 | 特性に適合した教育課程、方法・教育媒体を通じた教科教育、治療教育及び職業教育 |
| 特殊教育対象者 | ①視覚障害者、②聴覚障害者 ③精神薄弱者、④肢体不自由者、 ⑤情緒障害者、⑥言語障害者、 ⑦その他の心身障害者 | ①視覚障害、②聴覚障害、 ③精神遅滞、④肢体不自由、 ⑤情緒障害（自閉症を含む）、 ⑥言語障害者、⑦学習障害 ⑧その他教育部令が定める障害 |
| 特殊教育方法 | 分離教育及び部分統合教育 | 分離教育、統合教育、巡回教育、個別化教育、保護者教育、進路教育など |
| 特殊教育実施場所 | 特殊学校及び特殊学級 | 特殊学校、特殊学級、一般学級、病院、障害者福祉施設、家庭など |
| 統合教育 | （規定なし） | 希望により一般学校に配置可能、一般学校内の便宜施設義務化 |
| 義務教育及び無償教育 | 義務教育：小、中 無償教育：幼、高（1988年完成） | 義務教育：小、中 無償教育：幼、高（1988年完成） |
| 治療教育 | 矯正教育の一環として実施 | 矯正教育の一環として実施 |

出所：2010年特殊教育白書⁽⁵⁾、1994年「官報」⁽⁶⁾

別化教育など新しい教育を導入、障害学生の適切な選定・配置などの手続き的な権利を強化するための特殊教育運営会の導入など画期的な措置を包含するようにした。しかし、時代的流れと社会・経済・文化的な変化に従い、より体系的なアプローチが求められたが、「特殊教育振興法」は現実の特殊教育の現場を適切に支援するための法的根拠として不十分であった。不十分な点として以下の3点があげられる。

- ①義務教育の範囲規定が狭い点である。特殊教育対象者の小・中学校の課程は義務教育であるが、幼稚園と高校課程を無償教育と規定しているものの義務教育ではない点である。この法は、小・中等教育を中心として規定されており、障害の乳・幼児や障害成人に対する教育支援は不十分ある。
- ②国家及び地方自治団体の特殊教育支援に対する具体的な役割の提示が明確になっていない点である。統合教育において物理的統合が行われるべき児童・生徒に対する教育を行うことへの法的拘束力がなく、十分な教育的配慮が行われなかった。
- ③特殊教育施設が足りない点である。特殊学校の場合、中学部の収容可能人数が小学部の半分しかなく、残りは通学の特殊学級に入る。高等部は中学部の7割程度にとどま

り、小学部卒業生の約半数と中学部卒業生の2～3割は自分の進路の選択肢が限られている。特殊学級の場合も小学校卒業生の半分以上が中学校で特殊教育を受けられず、さらに高校に設置された特殊学級は全国に3個しかなく、学年が上がるほど特殊教育を受けることが難しくなっている。小学校教育を終えて中・高校に進学させようとしても、適当な特殊教育を受けることができる学校がない状況であった。

1994年「特殊教育振興法」の全文改訂以降、これまで不十分な部分が一部補完されることになったが、現場の要求や時代とともに変化している特殊教育動向を反映するには至らなかった。

5. 「障害者などに対する特殊教育法」期（2007年～現在）

(1) 2007年「障害者などに対する特殊教育法」の目的

1977年から30年間、韓国の特殊教育の土台となった「特殊教育振興法」は、障害児童・生徒に十分な教育的支援を提供できず社会のニーズに応えられないことから廃止された。それと同時に、障害児童・生徒に十分な教育的支援を提供するため2007年5月に「障害者などに対する特殊教育法」が制定され2008年5月から施行された。

これに先立つ1997年12月「教育基本法」が制定され、教育法単一体制から「教育基本法」、「小・中等教育法」、「高等教育法」体制に分化され、特殊教育、英才教育、幼児教育、職業教育、科学技術教育、教育の情報化、学術文化の振興、史学の育成、国際教育などさまざまな分野で教育の振興を追求しており、そのうち、一つの分野として第18条に特殊教育を規定している。つまり、従来の「特殊教育振興法」は、小・中等教育法の中に含まれていたが、2007年新たに制定された「障害者などに対する特殊教育法」は、教育に関する多くの一般的な基本法の一つとして独立した形となった。

「障害者などに対する特殊教育法」は「教育基本法」第18条【特殊教育】「国家及び地方自治団体は、身体的・精神的・知的障害など特別な教育的配慮が必要な者のために学校を設立・経営しなければならない、これらの教育を支援するために必要な施策を樹立・実施しなければならない」により、「障害者などに対する特殊教育法」第1条【目的】は「国家及び地方自治団体は、障害者及び特別な教育的要求がある者に統合された教育環境を提供して、生涯にわたって、障害の種類障害程度の特徴を考慮した教育を実施し、これらが自己実現と社会統合に寄与することを目的とする」と法律制定の根拠を置いている。

「特殊教育振興法」では、「視聴覚障害者など心身障害者」を対象としているが一方、「障害者などに対する特殊教育法」は「障害者および特別な教育的要求がある者」として、その対象を拡大規定している。

従来の「特殊教育振興法」は、法律の目的を「教育機会の提供と教育方法および自主的な生活能力を持つようにし、生活安定と社会参加に寄与する」ことで受動的・恩恵的な意味が主に含まれたが、「障害者などに対する特殊教育法」では「自己の実現と社会統合貢献」として規定し、障害者を個人の人間として確立させようとする面において、より積極的な意味において改善されているといえる。

また、障害児教育において幼稚園から高等学校課程までを義務教育として規定している。障害の早期発見の体制を構築し、障害乳幼児教育は無償として早期教育の機会を拡大している。したがって、乳児期から成人期まで障害者の生涯にわたって障害の種類や障害程度

の特性を考慮した教育の実施を明示している。つまり、「特殊教育対象者が一般学校で障害類型と障害程度によって差別を受けない、同年代と一緒に個々人の教育的要求に適合した教育を受ける」権利の拡大といえる。これは、統合学級で特殊教育対象の教育権確保はもちろん一般学生と特殊教育対象の生徒と一緒に授業のための教育課程の運営や学生同士の相互交流のための教育学習方法を具体的に実践し教育をする側が義務を負うことを意味している。

さらに、法律の対象が学齢期を中心としたものから全生涯に拡大されており、大学の長に対して障害学生支援センターの設置や便宜提供を義務化するものであり、国家や地方自治体などが障害成人のための、生涯教育施設の設置等、一生を通じての教育支援体制を確立することを義務付けた。続いて特殊学校の学級および一般学校の特殊学級当たりの生徒数を現行より大幅に下げよう修正した。既存では、1名～12名以下で1クラスだったが「障害者等に対する特殊教育法」では、特殊教育対象者の1学級あたりの人数を幼稚園は4人以下、小学校・中学校課程は6人以下、高校課程は7人以下と規定している。これを法律に明示することで、障害児教育の質を向上しようとした。

その他にも障害児の家族支援、治療支援、補助人材支援などの関連サービスの提供を義務化することで、障害者の教育権の実現に貢献することを目的としている。

「障害者などに対する特殊教育法」は、法律（制定2007.5.25法律第8483号）で、第1章【総則】第1条～第4条、第2章【国会及び地方自治団体の任務】第3条～13条、第3章【特殊教育対象者の認定及び学校の配置など】第14条～17条、第4章【幼児及び小・中等教育】第18条～第28条、第5章【高等教育及び生涯教育】第29条～34条、第6章【補則及び罰則】第35条～38条と付則により構成された。

(2) 「障害者などに対する特殊教育法」における諸概念の再定義

従来「特殊教育振興法」では、特殊教育、特殊教育対象者、特殊教育機関、特殊学級、巡回教育、統合教育、治療教育など7つの用語を定義したが、「障害者などに対する特殊教育法」では、治療教育という用語を削除し、特殊教育関連サービス、特殊教育教員、保護者、個別化教育、進路及び職業教育など、計12つの概念（以下）を定義しており、既存の概念を再定義した。

「障害者などに対する特殊教育法」第2条【定義】この法で使用される12つの概念の定義は次のとおりである。

①特殊教育

特殊教育とは、特殊教育対象者の教育的要求を充足するため、特性に適合した教育課程及び第2号『相談支援・家族支援・治療支援・補助人材支援・補助工学機器支援・学習補助機器支援・通学支援及び情報アクセス支援』などによる特殊教育関連のサービス提供を通じて行われる教育をいう。

②特殊教育関連サービス

特殊教育対象者の教育を効率的に実施するため、必要な人的・物的資源を提供するサービスとして、相談支援・家族支援・治療支援・補助人材支援・補助工学機器支援・学習補助機器支援・通学支援及び情報アクセス支援などをいう。

③特殊教育対象者

特殊教育対象者とは、第15条『①教育長又は教育監は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特殊教育を必要とする人と診断・評価された人を特殊教育対象者に選定する。視覚障害、聴覚障害、精神遅滞、肢体障害、情緒・行動障害、自閉性障害（これと関連された障害を含む）、コミュニケーション障害、学習障害、健康障害、発達遅滞、その他に大統領令で定める障害』により、特殊教育を必要であると認定された者をいう。

④特殊教育教員

特殊教育教員とは、小・中等教育法第2条第5号（学校の種類）『小・中等教育を実施するために、次の各号の学校を置く。①小学校・公民学校、②中学校・高等公民学校、③高等学校・高等技術学校、④特殊学校、⑤各種学校』による、特殊学校教員資格証を持った者として特殊教育対象者の教育を担当する教員をいう。

⑤保護者

保護者とは、親権者・後見人、その他の人として特殊教育対象者を事実上、保護する人を指す。

⑥統合教育

統合教育とは、特殊教育対象者が一般学校での障害類型・障害程度によって差別を受けない。同年代とのとともに、一人ひとりの教育的要求に適合した教育を受けることを意味する。

⑦個別化教育

個別化教育とは、学校の長が特殊教育対象者の個人の能力を啓発するために障害の類型および障害の特性に適合した教育目標・教育方法・教育内容・特殊教育関連サービスなどを含めた計画を樹立して実施する教育をいう。

⑧巡回教育

巡回教育とは、特殊教育教員および特殊教育関連サービス担当人材が学校や医療機関、家庭、福祉施設（障害者福祉施設、児童福祉施設）など特殊教育対象者を直接訪問して実施する教育をいう。

⑨進路及び職業教育

進路及び職業教育とは、特殊教育対象者が学校で社会などへの円滑な移動を向けて、関係機関の協力を通じて職業リハビリ、自立生活訓練などを実施することをいう。

⑩特殊教育機関

特殊教育機関とは、特殊教育対象者の幼稚園・小学校・中学校または高等学校（専攻科も含む）過程を教育している特殊学校及び特殊学級をいう。

⑪特殊学級

特殊学級とは、特殊教育対象者の統合教育を実施するため、一般の学校に設置されたクラスをいう。

⑫学校

学校とは、『幼児教育法』第2条第2号『幼稚園とは、幼児の教育のためにこの法によって設立・運営される学校のことを指す』による幼稚園と『小・中等教育法』第2条『①小学校・公民学校、②中学校・高等公民学校、③高等学校・高等技術学校、④

特殊学校、⑤各種学校』による学校のことを指す。

「障害者などに対する特殊教育法」では、障害者の高等教育の支援に向けて大学と関連して、別途の条文を用意し、学校には幼稚園・小学校・中学校・高等学校を含むものと規定した（教育科学技術部、2008）⁽⁷⁾。

「障害者などに対する特殊教育法」の制定で、乳児期から成人に至るまで全生涯を含め、適法手続きによって認定された特殊教育対象者の高等教育や生涯教育に対する支援の根拠が設けられたことで、障害者及び特別な教育的要求を持った人たちの学習権が量的、質的に保障できるものと期待された。また、既存の定義と新しい定義をより具体的にすることで法律を理解しやすくし、法律実行にあたって明確な方向を提示することを目的としている。

「障害者などに対する特殊教育法」は、知識情報社会（情報と創意的な知識が融合して、技術と産業を率いる社会）に向けた、障害者のために一段階発展された新しい時代の法であると言える。この法は障害を早期発見して診断・評価し、満3歳未満の乳幼児から無償教育を支援するようにし、特殊教育対象者の義務教育の年限を幼稚園課程から高等学校課程までに拡大した。また、特殊教育支援センターの設置・運営を法制化して専門人材の配置を可能にした。さらに、特殊教師の定員を学級数基準から学生数基準に変更し、教育の質を向上させた。それから、既存の教育課程内で提供した「治療教育」の代わり各領域別に治療師が「治療支援」を提供するようにして医療的に専門性を策し、障害者の高等教育と生涯教育に対する支援根拠も準備された。

2011年教育科学技術部の特殊教育年次報告書⁽⁸⁾によると、全国特殊学校は155校のうち、私立が91校で58.7%であり、一般小学校の私立1.3%や一般中学校の私立20.6%と比較すると特殊学校の私立依存度は非常に高いといえる。

一般学校での統合教育においては、一般学校に在籍して統合教育を受けている特殊教育対象者は毎年増加している。しかしながら統合教育現場では、特殊教育対象者の教育権保障のための教育課程調整、学習補助機器支援、補助人材支援、教員の障害理解などが十分ではない。また、一般学校で特殊学級又は一般学級に入学した特殊教育対象者がいじめなどにより、学校に適應することができない場合、教育環境が良い特殊学校に編入学しようとしても欠員が発生するまで、一般学校で数年間待機する状況も発生していった。

「障害者などに対する特殊教育法」第27条【特殊学校の学級及び一般学校の特殊学級設置基準】では、次のように規定している。

①特殊学校と一般学校の長は、次の各号の基準により、学級および特殊学級を設置しなければならない。

1. 幼稚園の場合：特殊教育対象者が1人以上4人以下の場合、1学級を設置し、4人を超過する場合、2つ以上のクラスを設置する。

2. 小学校・中学校課程の場合：特殊教育対象者が1人以上6人以下の場合、1学級を設置し、6人を超過する場合、2つ以上のクラスを設置する。

3. 高校課程の場合：特殊教育対象者が1人以上の7人以下の場合、1学級を設置し、7人を超過する場合、2つ以上のクラスを設置する。

②教育監は、第1項にもかかわらず、巡回教育の場合、障害の程度と類型により、学級設置基準を下方修正することができる。

③特殊学校と特殊学級に置く特殊教育教員の配置基準は、大統領令で定める。

このように教員1人が障害児童・生徒4名を担当するように明示しているが、2011年の統計によると一般学校特殊学級では、教師1人が障害児童・生徒5人を担当し、配置基準より超過している。また、重複障害で障害程度が重い特殊教育対象者に実施する巡回教育でも、教員1人に対して障害児童・生徒数が4.9名で教員配置基準4名を超えている。しかし、これらより深刻な問題となっているのは、統計の基準とされる教師の数に、正規雇用の教員ではなく期間制教師（契約職）が含まれて正規雇用の教師が法定定員にはるかに及ばないという点である。

2012年3月29日ウェルフェアニュース⁽⁹⁾の記事によると、全国国立・公立・私立学校の特殊教育員の法定人数は19,701人であるが、実際の人数は13,447人で68.5%の確保率に過ぎなかった。ソウル地域の場合、特殊教育員の法定人数が3,224人だが、実際、配置された教員は2,485人に過ぎず、このうち38人は、非正規職期間制教師である。問題は、非正規職期間制教師の数は増加傾向であるうえ、定員を超えた児童・生徒を在籍させているなど問題が発生し、障害者の教育権が侵害されていることである。さらに法では、特殊教育員1人当たり4人の児童・生徒としているが、教員2人が30人の児童・生徒の責任を負っている現場もあった。特に特殊教育員を採用せず非正規職期間制教師を採用する自治体の姿勢に対する厳しい指摘も続いた。全国の予備特殊教育員たちは、障害児童・生徒個人の普遍性と特殊性を十分に考慮して、社会の健康な構成員として期待することができるような教育を目指し努力してきた。しかし政府は、特殊教育員の採用を渋り、特殊教育を専攻していない一般教員を多く採用をしたり、期間制教員を採用するなどによって特殊教育の質を下げている状態であった。特殊教育員不足と不安定な雇用の現実、良質の教育を提供できず結果として、障害児童・生徒に対する教育権を剥奪することであるとの専門家の批判もあった。このことから障害児童・生徒のための教育の質を向上するには特殊教育の教員が要求された。

全国155校の特殊学校のうち、幼・小・中・高または、小・中・高の過程を統合して運営する学校は140校（90%）である。つまり、ほとんどの学校が幼・小・中・高の過程を1つの学校内で統合して運営している。特殊教育対象者の数が少なかった特殊学校設立初期には、幼・小・中・高の統合運営形態が妥当であった。しかし近年においては、毎年特殊教育対象者が増加する傾向にあり、また障害児童・生徒の教育的要求も多様化する今日では、運営形態の変化が要求される。同じ学校内で満3歳から20歳まで、多様な年齢層の児童・生徒の発達段階の格差が大きく、学校は児童・生徒の発達年齢を考慮し、専門化された学校運営が要求されている。特に、特殊教育対象者の高等学校の過程で進路・職業教育はどの教科よりも必要であるが、幼・小・中・高の統合運営で、その重要性が浮き彫りされずにいるのが現状である。

「障害者などに対する特殊教育法」第11条【特殊教育支援センターの設置・運営】第1項によると「教育監は、特殊教育対象者の早期発見、特殊教育対象者の診断・評価、情報管理、特殊教育研修、教授・学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育などを担当する特殊教育支援センターを下級教育行政機関別に設置・運営しなければならない」と規定している。この法により、全国すべての地域にある教育庁（187個）の下で特殊教育支援センターが設置・運営している。しかし、11条は、特殊教育支援センターの具体的

な実行方針について言及がなく、その推進計画でさえ本質的な内容より、支援センターの数、担当する人員や補助人員の数、支援学生数など外形的な面だけにとどめられている。特殊教育支援センターは、現行法上教育機関及び行政機関の性格をすべて含めており、特殊教育サービス機関としての確固たる地位を確立できない現状にある。

韓国の場合、政権が変わるごとに教育政策も変わり、教育現場では少なからぬ混乱を経験している。「障害者などに対する特殊教育法」は施行されたが、教育現場では当所より、実効性のない法律で制定趣旨の施行は困難であるとの指摘があった。その原因は、李明博（イミョンバク）政府における教育自律化方針と公務員の定員凍結方針にある。教育自律化方針とは「障害者などに対する特殊教育法」に明示された障害者教育支援内容の大部分を市・道の教育庁に委任したものである。しかし、市・道の教育庁は中央政府の指針が不足しているため法律に準じる教育支援の履行ができず、具体的な計画と代案が用意できない状況であった。また、公務員の定員凍結方針とは、予算と人員の拡充がなされないことである。それらは、教育競争と効率だけを強調する教育政策であった。

韓国の教育において、政権が代わると教育現場も大きく変わり、大統領が法律を定めることができるため実際の現場では法に追いつかない現状がしばしば起きる。

(3) 「障害者などに対する特殊教育法」の現状

「障害者などに対する特殊教育法」は次の事項を目的として制定された。①国家及び地方自治団体が障害者及び特別な教育的ニーズを必要とする人に適した教育環境を提供すること。②ライフサイクルに応じて障害の種類と程度を考慮した教育を実施すること。③彼らの自己実現と社会統合に寄与すること。現在2017年まで、6回改訂を行っている。

この法は、視覚障害、聴覚障害、精神遅滞、情緒・行動障害などがある特殊教育対象者に、幼稚園から小学校・中学校及び高等学校課程の教育を無償の義務教育としている。また、高等学校の課程を卒業した者に進路及び職業教育を提供する専攻科を置いている。さらに、満3歳未満の障害乳幼児教育は無償である。これらの義務教育と無償教育にかかる費用は、国家または地方自治団体の負担としている。

この法は、特殊教育対象者の高等教育と生涯教育（18歳から64歳までの障害成人）のために国家と地方自治団体は、彼らに対する学校や学園、文化センター、職業訓練センター、サイバー大学など教育機関で行う教育を行わなければならない。また、大学の大学長は、障害学生の教育活動の便宜のために補助人材を配置するなどの手段を積極的に提供するよう規定している。さらに、特殊教育支援センターの設置と運営に対する法的根拠を設けている。

市・道・区の教育長または市・道の教育監は、乳幼児の障害早期発見のためにスクリーニング検査を無償で実施し、効率的に実施するため、地方自治団体及び保健所と病院の間に緊密な協力体制を構築するようになった。また、保護者または学校長は、障害があるか障害があると疑われる乳幼児や児童・生徒を発見したときは、教育長または教育監に診断・評価を依頼すること、また依頼に際しては保護者の事前同意を受けることとしている。

特殊教育支援対象者の統合教育を促進させるため、通常学校の長は、統合教育に必要な教育課程の調整、補助人材の支援などを含む統合教育計画を立てて実行し、特殊学級を設置・運営するようにして、必要な施設・設備及び教材・教具を備えるようにした。

国家及び地方自治団体は、小・中等教育を受けられず、学齢期を過ぎた障害者のために学校の形態を持った障害者生涯教育施設を設置・運営ができるようにして、その他の者がそれを設置しようとする際には、教育監に申込みするようにし、国家及び地方自治団体に、障害者生涯教育施設の運営に必要な経費を予算の範囲内で支援するようにしている。

法の第15条【特殊教育対象者】は「視覚障害、聴覚障害、精神遅滞、身体障害、情緒・行動障害、自閉症障害、コミュニケーション障害、学習障害、健康障害、発達遅滞」の10個のカテゴリーと「その他大統領が定める障害」で定められた障害に相当する人を特殊教育対象者と規定している。

統計によれば2017現在、幼稚園、小・中・高の全児童・生徒数は、計6,751,198名である。一方、特殊教育対象者は、計89,353名で、全児童・生徒の1.3%が特殊教育対象者である。

さらに、特殊教育対象児童・生徒数の89,353名のうち、特殊学校に25,798（28.9%）名、特殊教育支援センターに401（0.5%）名（0歳以上～3歳未満）、通常学校の通常学級に15,590（17.4%）名、特殊学級47,564（53.2%）名が在籍している。特殊教育対象児童・生徒の半数以上が通常学校の特殊学級に在籍している（表2）。

表のように、障害領域別特殊教育対象者は、知的障害（精神遅滞）48,084名（53.8%）で一番多く、その次が自閉症障害11,422名（12.8%）、肢体不自由10,777名（12.1%）、発達遅滞5,713名（6.4%）、聴覚障害3,358名（3.8%）などである。

特殊学校の教育課程別の児童・生徒の数は、高等学校課程7,489名で一番多く、小学校課程6,856名、中学校課程5,585名である。

現在特殊学校に在籍している児童・生徒は25,789名のうち、特殊学校特殊教員は8,242人で児童・生徒3.2名に特殊教員1人であることを示している。これは、法で定めている児童・生徒4名に特殊教員1人の義務にあてはまる（表3、図1）。

しかし、特殊教育においてもっとも問題となっているのは、地域別に特殊学校の不足や通常学校特殊学級の過密学級と特殊教師の不足などである。表3で示された2017年度特殊教育統計を見ると特殊教育対象児童・生徒数の89,353名のうち、特殊学校に25,798（28.9%）名が在籍している。現在特殊教師の法定配置基準である児童・生徒4名に教師1人となっているが特殊学校では教師1人に平均児童・生徒3.1名で地域別に法定配置基準に沿っている。しかしながら、通常学校特殊学級を見ると、特殊学級に在籍している児童・生徒は47,564（53.2%）名で、地域17市・道のうちセゾン3.1名、カンウォン3.9名だけが法定配置基準以下となっている。つまり、大多数の市・道が法定基準を25～30%超過する過密学級である。

さらに、もっとも深刻な問題は、通常学校特殊学級の国立・公立・私立学校に分けるとその数値は法定配置基準を上回っていることである（表4、図2）。

通常学校特殊学級に在籍する児童・生徒は53.2%で一番多く、その次が特殊学校28.9%、通常学校通常学級17.4%、特殊教育支援センター0.4%順である（表3）。設立別では、公立学校で教育を受けている児童・生徒は96.7%で、国立0.5%、私立2.7%に比べて圧倒的な比重を占めているが大多数の市・道が法定で規定している児童・生徒4名で教師1の配置基準を順守していない。このことから過密学級に在籍している児童・生徒に対して特殊教育が不十分なものとなる可能性がある。

韓国における特殊教育の歴史と現状

表 2 2017 年度特殊教育対象者の児童・生徒の状況

| 区別 | 特殊教育対象者数 | 通常学校 | | 特殊教育 支援 センター | 計 | | | | |
|--------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|--------|--------|--------|-----|-------|
| | | 特殊教育 対象者数 | 通常学級 (全日制) | | | | | | |
| | 25,798 | 47,564 | 15,590 | 401 | 89,353 | | | | |
| 学 生 数 | 障 害 領 域 | 視覚障害 | 1,307 | 267 | 439 | 13 | 2,026 | | |
| | | 聴覚障害 | 819 | 691 | 1,828 | 20 | 3,358 | | |
| | | 知的障害 | 14,379 | 29,490 | 4,166 | 49 | 48,084 | | |
| | | 肢体不自由 | 3,858 | 3,895 | 2,916 | 108 | 10,777 | | |
| | | 情緒・行動障害 | 229 | 1,361 | 679 | — | 2,269 | | |
| | | 自閉症障害 | 4,747 | 5,925 | 749 | 1 | 11,422 | | |
| | | コミュニケーション 障害 | 88 | 1,126 | 824 | — | 2,038 | | |
| | | 学習障害 | 15 | 1,374 | 651 | — | 2,040 | | |
| | | 健康障害 | 33 | 128 | 1,465 | — | 1,626 | | |
| | | 発達遅滞 | 323 | 3,307 | 1,873 | 210 | 5,713 | | |
| | | 計 | 25,798 | 47,564 | 15,590 | 401 | 89,353 | | |
| | | 学 校 課 程 | 障 害 領 域 | 障害乳児 | 148 | — | — | 401 | 549 |
| | | | | 幼稚園 | 948 | 2,763 | 1,726 | — | 5,437 |
| 小学校 | 6,856 | | | 22,400 | 6,249 | — | 35,505 | | |
| 中学校 | 5,585 | | | 10,256 | 3,377 | — | 19,218 | | |
| 高等学校 | 7,489 | | | 11,928 | 4,238 | — | 23,655 | | |
| 専攻科 | 4,772 | | | 217 | — | — | 4,989 | | |
| 計 | 25,798 | | | 47,564 | 15,590 | 401 | 89,353 | | |
| 学校及びセンター数 | | 173 | 7,799 | 7,622 | 199 | 11,306 | | | |
| | | 10,934 | | | | | | | |
| 学級数 | | 4,615 | 10,325 | 14,650 | 74 | 29,664 | | | |
| 特殊教育学校（級）教員数 | | 8,242 | 10,658 | — | 427 | 19,327 | | | |
| 特殊教育補助員配置数 | | 3,615 | 7,116 | 439 | — | 11,170 | | | |

出所：韓国教育部『2017年特殊教育統計』⁽¹⁰⁾

表3 2017年度市・道別概況

| 市・都 | 特殊学校 | | | | 通常学校特殊学級 | | | | 通常学校通常学級 | | | 特殊教育支援センター | | 学生計 |
|-------|------|-------|--------|-------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|------------|-----------|--------|
| | 学校数 | 学級数 | 学生数 | 教員数 | 学校数 | 学級数 | 学生数 | 教員数 | 学校数 | 学級数 | 学生数 | 障害 幼児 | 教師 正規職 | |
| ソウル | 29 | 783 | 4,457 | 1,408 | 775 | 1,282 | 5,904 | 1,282 | 1,012 | 2,163 | 2,283 | 160 | 49 | 12,804 |
| プサン | 15 | 353 | 1,834 | 632 | 487 | 558 | 2,581 | 559 | 605 | 1,412 | 1,529 | 2 | 31 | 5,946 |
| テグ | 9 | 273 | 1,607 | 463 | 309 | 434 | 1,969 | 435 | 448 | 1,051 | 1,105 | 5 | 19 | 4,686 |
| インチョン | 8 | 223 | 1,376 | 370 | 438 | 602 | 3,181 | 605 | 509 | 996 | 1,110 | 11 | 24 | 5,678 |
| クァンジュ | 5 | 180 | 967 | 322 | 208 | 272 | 1,263 | 272 | 247 | 519 | 551 | — | 12 | 2,781 |
| テジョン | 5 | 163 | 1,088 | 297 | 276 | 323 | 1,681 | 323 | 269 | 495 | 530 | 15 | 14 | 3,314 |
| ウルサン | 4 | 149 | 759 | 234 | 179 | 246 | 1,230 | 246 | 226 | 544 | 573 | 25 | 11 | 2,587 |
| セゾン | 1 | 25 | 108 | 43 | 71 | 85 | 275 | 88 | 22 | 34 | 35 | — | 6 | 418 |
| キョンギ | 35 | 836 | 4,691 | 1,669 | 1,906 | 2,725 | 12,819 | 3,037 | 1,424 | 2,460 | 2,549 | 92 | 70 | 20,151 |
| カンウォン | 7 | 178 | 909 | 338 | 362 | 393 | 1,580 | 405 | 270 | 409 | 436 | 11 | 24 | 2,936 |
| チュンブク | 10 | 250 | 1,236 | 398 | 365 | 420 | 1,985 | 420 | 333 | 650 | 722 | 12 | 19 | 3,955 |
| チュンナム | 6 | 174 | 972 | 287 | 481 | 635 | 2,845 | 630 | 348 | 499 | 524 | 13 | 25 | 4,354 |
| ジョンブク | 11 | 209 | 1,227 | 351 | 333 | 374 | 1,568 | 374 | 407 | 705 | 747 | 3 | 22 | 3,545 |
| ジョンナム | 8 | 177 | 1,082 | 327 | 435 | 533 | 2,318 | 533 | 232 | 275 | 279 | 6 | 27 | 3,685 |
| キョンブク | 8 | 254 | 1,469 | 451 | 479 | 574 | 2,380 | 578 | 502 | 858 | 923 | 11 | 32 | 4,783 |
| キョンナム | 9 | 297 | 1,574 | 496 | 600 | 757 | 3,439 | 758 | 635 | 1,265 | 1,355 | 17 | 34 | 6,385 |
| チェジュ | 3 | 91 | 445 | 156 | 95 | 112 | 546 | 113 | 133 | 315 | 339 | 18 | 8 | 1,348 |
| 計 | 173 | 4,615 | 25,801 | 8,242 | 7,799 | 10,325 | 47,564 | 10,658 | 7,622 | 14,650 | 15,590 | 401 | 427 | 89,356 |

出所：2017年度特殊教育統計から筆者が作成

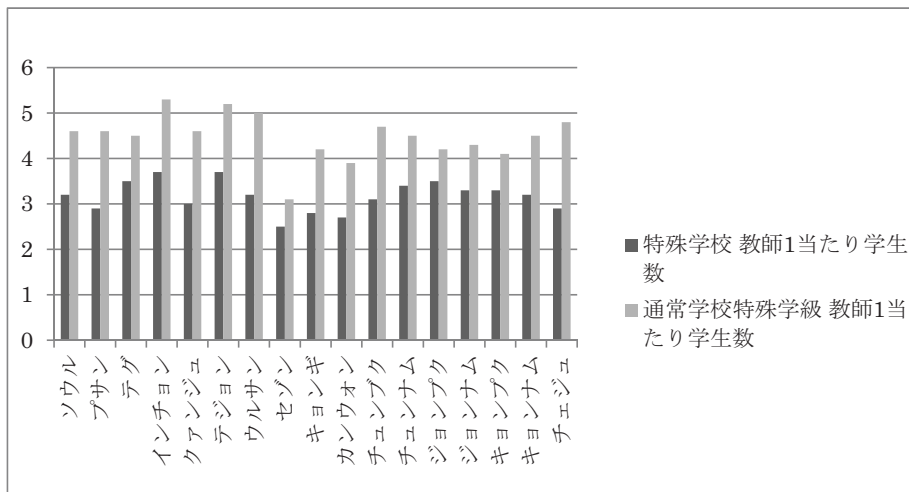


図1 特殊学校及び通常学校特殊学級

韓国における特殊教育の歴史と現状

表4 2017年度設立別

| 市・都 | 国立 | | | 公立 | | | 私立 | | | 合計 | |
|-------|-----|-----|----------------|--------|--------|----------------|-------|-----|----------------|--------|--------|
| | 学生数 | 教員数 | 教師一人当たり 学生数 | 学生数 | 教員数 | 教師一人当たり 学生数 | 学生数 | 教員数 | 教師一人当たり 学生数 | 学生計 | 教員計 |
| ソウル | 44 | 7 | 6.3 | 5,681 | 1,247 | 4.6 | 179 | 28 | 6.4 | 5,904 | 1,282 |
| プサン | 14 | 2 | 7.0 | 2,497 | 546 | 4.6 | 70 | 11 | 6.4 | 2,581 | 559 |
| テグ | 26 | 4 | 6.5 | 1,943 | 431 | 4.5 | — | — | — | 1,969 | 435 |
| インチョン | 3 | 1 | 3.0 | 3,114 | 595 | 5.2 | 64 | 9 | 7.1 | 3,181 | 605 |
| クァンジュ | 23 | 4 | 5.8 | 1,193 | 260 | 4.6 | 47 | 8 | 5.9 | 1,263 | 272 |
| テジョン | — | — | — | 1,618 | 313 | 5.2 | 63 | 10 | 6.3 | 1,681 | 323 |
| ウルサン | — | — | — | 1,230 | 246 | 5.0 | — | — | — | 1,230 | 246 |
| セゾン | — | — | — | 275 | 88 | 3.1 | — | — | — | 275 | 88 |
| キョンギ | — | — | — | 12,527 | 2,963 | 4.2 | 292 | 74 | 3.9 | 12,819 | 3,037 |
| カンウォン | 19 | 28 | 0.7 | 1,557 | 373 | 4.2 | 4 | 4 | 1.0 | 1,580 | 405 |
| チュンブク | 38 | 8 | 4.8 | 1,927 | 410 | 4.7 | 20 | 2 | 10.0 | 1,985 | 420 |
| チュンナム | 14 | 5 | 2.8 | 2,776 | 613 | 4.5 | 55 | 12 | 4.6 | 2,845 | 630 |
| ジョンブク | 13 | 3 | 4.3 | 1,519 | 364 | 4.2 | 36 | 7 | 5.1 | 1,568 | 374 |
| ジョンナム | 3 | 1 | 3.0 | 2,277 | 526 | 4.3 | 38 | 6 | 6.3 | 2,318 | 533 |
| キョンブク | 2 | 1 | 2.0 | 2,125 | 526 | 4.0 | 253 | 51 | 5.0 | 2,380 | 578 |
| キョンナム | 15 | 3 | 5.0 | 3,243 | 716 | 4.5 | 181 | 39 | 4.6 | 3,439 | 758 |
| チェジュ | 36 | 5 | 7.2 | 510 | 108 | 4.7 | — | — | — | 546 | 113 |
| 計 | 250 | 72 | 3.5 | 46,012 | 10,325 | 4.5 | 1,302 | 261 | 5.0 | 47,564 | 10,658 |

出所：2017年度特殊教育統計から筆者が作成

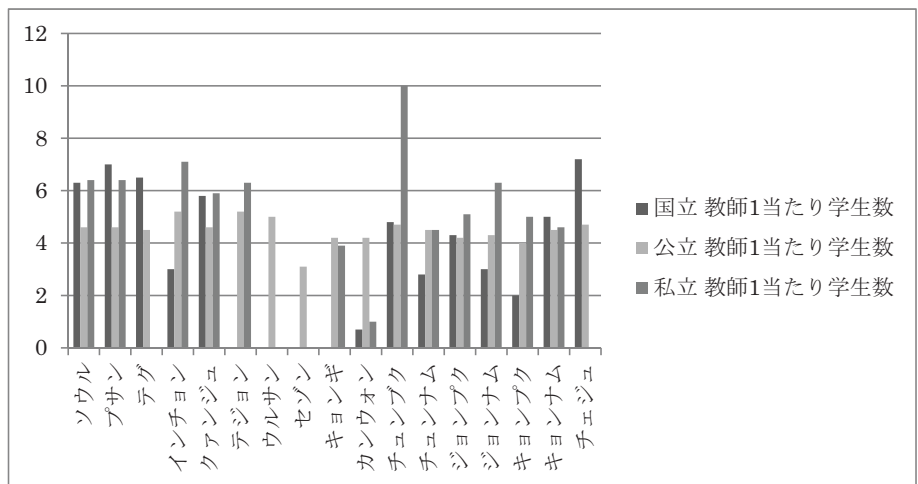


図2 通常学校特殊学級

(4) 地方教育財政交付金法

「地方教育財政交付金法」とは、同法1条によると地方自治団体が教育機関や教育行政機関（その所属機関含む）を設置・経営するのに必要な財源の全部又は一部を国家が交付し、教育のバランスある発展を図るものである。

この法は、1969年から実行された中学校無試験進学により、中学校の学生数が増加し、中等教育費の需要が増大したことで1971年に「義務教育制定交付金法（1958.12.29、法律第514項）」と「地方教育交付税法（1963.12.5、法律第1459項）」を1つにまとめたものである。この法は1971年に制定・公布し、2008年に改訂された。全文13条と付則で構成され現在に至る。

ソングチャンら（2006）⁽¹¹⁾によると「地方教育財政交付金」制度は、地方間の教育のバランスある発展を深め、地方自治団体の財源調達と、地方自治団体の傘下機関の設置及び経営のための財源の提供など3つの性格を持っている。1つは、地方自治団体間の教育のバランスある発展を図るための制度である。ここでバランスある発展を図るというのは国家が地方経済等の格差を超えて教育の格差をなくすために積極的に介入しなければならないということの意味する。2つは、国家が地方自治体に交付する教育財源で、国家が各地域の経済状況に関わりなく地方教育の発展のために安定した財源を確保する手段である。「教育基本法」第7条第1項は「国家及び地方自治団体は、教育財政を安定的に確保するために必要な施策を樹立・実施しなければならない」と規定している。したがって、この規定によると「地方教育財政交付金」は、国家が地方教育の発展に向けた財源を安定的に確保できる手段としての性格を持っている。3つ目は、地方自治体が傘下機関の設置・経営のために必要な財源を提供する手段である。地方自治団体は、国家が配布した財源を活用し、地方の教育の発展のため、教育及び学芸活動を展開できるようになる。したがって「地方教育財政交付金」は、各地方の教育機関（学校）や教育行政機関（その所属機関含む）の設置・運営のために必要な財源を供給する性格を持っているとソングチャンらは述べている。

つまり、この法により国家が必要な財源を確保し、地方自治団体に均等に配分することで地方教育財源を安定的に確保し、各地方自治体は同等な水準の教育機会を提供できる。このことから、地方間の教育機会の不均衡と教育の質的格差を解消し、国家レベルで、各地域の教育環境をバランスよく発展させることができる機会を提供することを目的としている。

交付金は普通交付金と特別交付金に分ける。普通交付金とは、基準財政収入額（教育・科学・技術・体育・その他の学芸に対するすべての財政収入）が基準財政需要額（教職員人件費、学校・教育課程運営費、教育行政費、教育福祉支援費、学校施設費、幼児教育費、効果後学校事業費、財政欠陥保全など8つに区分される。続いて各測定項目別に測定単位47個の数値をその単位費用に乗じて得た金額を加算した金額）に満たない場合、その未達額を基準として交付される。特別交付金とは、地方教育財政交付金法第5条の2により、①全国にわたって施行する教育関連の国家施策事業で、財政支援計画を樹立して支援しなければならない特別な財政需要があるとき（特別交付金の財源の100分の60に該当する金額）。②基準財政需要額の算定方法で捕捉できない地域ごとの教育懸案の需要があるとき（特別交付金の財源の100分の30に該当する金額）。③普通交付金の算定期日後に発行した災害によって特別な財政需要があるか、財政収入の減少があるとき（特別交付金の財源の

100分の10に該当する金額)に交付するようになっている。

しかしながら、2017.5.1キムヨンイルの社説コラム⁽¹²⁾によると「地方教育財政交付金法」改訂で2008年から特殊教育支援が中央政府から地方自治団体に移譲された。これによって地域間特殊教育の格差はむしろ拡大している。市・道教育庁別の特殊教育予算の場合、特殊教育予算が最も多い教育庁の予算を最も少ない教育庁の予算で割った格差の割合が毎年増加している。2006年には1.73だった格差が2017年には2.67に増加した。2016年度市・道教育庁別の特殊教育教師の定員確保率を見ると、最近特別自治市になった世宗市を除外しても最低52.9%、最高92.4%で、地域間の格差が激しい。また、障害者などに対する特殊教育法は、障害乳幼児に対する無償教育と障害幼児に対する義務教育を規定しているが、その死角地帯がまだ広い。障害児童・生徒が通常学校で教育を受ける統合教育のインフラが不足して障害児童・生徒が特殊学校に戻らなければならない事例が多い。また、大学に通う障害学生支援に関する業務を調整、総括する教育部内の部署がない。全体国民の3分の1が生涯学習に参加しているのに障害者のそれへの参加率は0.02%である。このような状況を考慮すれば、特殊教育に対する国家の責務性はより強化されなければならないと示唆している。

さらに、2017.5.25. 明日新聞⁽¹³⁾によると、市・都教育庁は特殊教育を担当する部署がほとんどない状態である。市・都別に教育予算の格差の原因として、特殊教育が市・都教育庁の政策で占める重要度が低い。選挙で決まる市・都の教育監に対しての場合少数者である障害児童・生徒とその親たちの声や希望は大きくはなく、積極的な政策が示されないなかで教育予算の格差は拡大しつつあることも大きな原因であると示唆している。

韓国における2017年度韓国の政府予算は400兆5000億ウォンで、教育予算は61兆6310億ウォン(15.4%)で特殊教育予算は2兆6644億ウォンである(表5)。

参考までに日本の文部科学省の教育予算を併記する。

表5 韓国の年間政府予算と教育予算、特殊教育予算及び日本文部科学省予算と特別支援教育予算

(単位: ウォン、円)

*1円=10ウォン

| 年度 | 韓国政府予算 ウォン(円) | 韓国教育部予算 ウォン(円) | 韓国特殊教育予算 ウォン(円) | 日本文部科学省 予算(円)* | 日本 特別支援教育 予算(円) |
|------|---|---|--|-------------------|-----------------------|
| 2012 | 282,687,337,000,000 (28,268,733,700,000) | 49,644,828,392,000 (4,964,482,839,200) | 2,138,496,638,000 (213,849,663,800) | 5,592,600,000,000 | 115,395,000,000 |
| 2013 | 303,847,514,000,000 (30,384,751,400,000) | 50,424,128,000,000 (5,042,412,800,000) | 2,245,781,336,000 (224,578,133,600) | 5,542,800,000,000 | 115,223,000,000 |
| 2014 | 309,692,464,000,000 (30,969,246,400,000) | 50,835,377,000,000 (5,083,537,700,000) | 2,076,048,794,000 (207,604,879,400) | 5,637,700,000,000 | 122,709,000,000 |
| 2015 | 322,787,071,000,000 (32,278,707,100,000) | 51,224,093,676,000 (5,122,409,367,600) | 2,227,638,518,000 (222,763,851,800) | 5,337,800,000,000 | 125,910,000,000 |
| 2016 | 329,909,201,404,000 (32,990,920,140,400) | 54,065,928,330,000 (5,406,592,833,000) | 2,376,062,265,000 (237,606,226,500) | 5,321,600,000,000 | 130,125,000,000 |
| 2017 | 400,500,000,000,000 (40,050,000,000,000) | 61,631,000,000,000 (6,163,100,000,000) | 2,664,432,153,000 (266,443,215,300) | 5,309,700,000,000 | 131,289,000,000 |

出所: 韓国教育部年度別政府予算対教育予算、2017年度特殊教育年次報告書特殊教育予算、日本文部科学省予算(案)から筆者が作成

*2017年度日本政府予算97,454,700,000,000円のうち5.4%が文部科学省予算

2017年の韓国における教育部予算は毎年の金額は増えているが予算全体の比率では減少傾向にある。政府予算の配分で一番多く配分されているのは一般・地方行政が63兆9000億ウォンで中央政府が地方自治団体に分けてくれる地方交付税である。その次が教育部の予算で、その次が国防予算で43兆2000億ウォンである。韓国において北朝鮮の存在は経済面で大きな影響を与えている。

教育予算のうち特殊教育予算はでは2兆6534億ウォンで教育予算全体の4.3%である。2012年から現在まで、この6年間特殊教育予算は足踏み状態である。特殊教育対象者は毎年増え続けているが特殊予算は停滞している。

特殊教育予算2兆6534億ウォンのうち特殊教育対象者は89,353名で、特殊教育対象者一人当たり29,697,000ウォンである（表6）。

表6 年度別特殊教育対象者1人当たり特殊教育費

(単位：ウォン)

| 年度 | 特殊教育費 | 特殊教育対象者 | 1人当たり特殊教育費 |
|------|-------------------|---------|------------|
| 2012 | 2,138,496,638,000 | 85,012 | 25,155,000 |
| 2013 | 2,245,781,336,000 | 86,633 | 25,923,000 |
| 2014 | 2,076,048,794,000 | 87,278 | 23,787,000 |
| 2015 | 2,227,638,518,000 | 88,067 | 25,295,000 |
| 2016 | 2,376,062,265,000 | 87,350 | 27,016,000 |
| 2017 | 2,653,497,809,000 | 89,353 | 29,697,000 |

出所：特殊教育年次報告書（2017）⁽¹⁴⁾

しかしながら「地方教育財政交付金」制度において特殊教育支援が中央政府から地方自治団体に移譲されたことで、地域の市・道教育庁特殊教育予算は地域によってばらつきが生じている（表7、図3）。

表7は、地域の市・道教育予算と特殊教育予算及び特殊教育対象者数と1人当たりの予算を示したものである。地域の市・都教育庁教育予算は、キョンギ13兆9538億ウォンで一番多く配分され、その次がソウル8兆7841億ウォンである。一方、特殊教育予算はキョンギ5,010億ウォンで教育予算の3.6%で、ソウル3,505億ウォンで教育予算の4.0%である。

また図3は、特殊教育対象者の1人当たりの教育予算が一番多いのは、カンウォンが4千2百万ウォンで、その次キョンブクとジョンナムがそれぞれ3千7百万ウォンである。一方、1人あたりの特殊教育予算が一番低かったチュンブクでは、2千3百万ウォンで、ソウルの場合は2千7百万ウォンである。

したがって、地域による特殊教育格差予算韓国教育部で示している特殊教育対象者1人あたりの特殊教育予算費と市・道の特殊教育対象者予算は地域によって大きく異なる。

さらに、特殊教育関連サービスの一環である治療支援でも地域によって、治療支援予算も異なる（表8、図4）。

児童・生徒一人当たりの治療支援予算では、キョンナムは220万ウォンに対してインチョンは82万ウォンであるため、その格差は非常に大きい。また、治療支援予算の平均金額は1,298,597ウォンであるがプサン、テグ、インチョン、クァンジュ、テジョン、セジョン、チュンブク、チュンナム、ジョンブク、キョンブクなど10の地域が平均を満たしていないのが現状である。

韓国における特殊教育の歴史と現状

表 7 2017年度市・道別教育庁予算と特殊教育予算及び特殊教育対象者の数

(単位：千ウォン)

| 市・道 | 市・道教育庁 予算 | 特殊教育予算 (千ウォン) | 特殊学校 | | 通常学校 特殊学級 | | 通常学校 通常学級 | | 特殊教育支援 センター | 学生 計 | 1人当たり 特殊教育 予算 |
|-------|----------------|------------------|------|--------|--------------|--------|--------------|--------|----------------|---------|---------------------|
| | | | 学校数 | 学生数 | 学校数 | 学生数 | 学校数 | 学生数 | 障害 幼児数 | | |
| ソウル | 8,784,129,130 | 350,569,594 | 29 | 4,457 | 775 | 5,904 | 1,012 | 2,283 | 160 | 12,804 | ₩27,379.69 |
| プサン | 3,635,672,367 | 158,735,280 | 15 | 1,834 | 487 | 2,581 | 605 | 1,529 | 2 | 5,946 | ₩26,696.15 |
| テグ | 2,943,500,000 | 162,642,314 | 9 | 1,607 | 309 | 1,969 | 448 | 1,105 | 5 | 4,686 | ₩34,708.13 |
| インチョン | 3,132,754,943 | 152,700,622 | 8 | 1,376 | 438 | 3,181 | 509 | 1,110 | 11 | 5,678 | ₩26,893.38 |
| クァンジュ | 1,796,150,853 | 81,309,049 | 5 | 967 | 208 | 1,263 | 247 | 551 | — | 2,781 | ₩29,237.34 |
| テジョン | 1,813,785,144 | 80,625,223 | 5 | 1,088 | 276 | 1,681 | 269 | 530 | 15 | 3,314 | ₩24,328.67 |
| ウルサン | 1,542,305,783 | 74,406,918 | 4 | 759 | 179 | 1,230 | 226 | 573 | 25 | 2,587 | ₩28,761.85 |
| セゾン | 804,116,531 | 13,773,598 | 1 | 108 | 71 | 275 | 22 | 35 | — | 418 | ₩32,951.19 |
| キョンギ | 13,953,861,899 | 501,017,108 | 35 | 4,691 | 1,906 | 12,819 | 1,424 | 2,549 | 92 | 20,151 | ₩24,863.14 |
| カンウォン | 2,707,420,000 | 123,537,726 | 7 | 909 | 362 | 1,580 | 270 | 436 | 11 | 2,936 | ₩42,076.88 |
| チュンブク | 2,409,248,573 | 93,054,913 | 10 | 1,236 | 365 | 1,985 | 333 | 722 | 12 | 3,955 | ₩23,528.42 |
| チュンナム | 3,174,691,408 | 144,849,724 | 6 | 972 | 481 | 2,845 | 348 | 524 | 13 | 4,354 | ₩33,268.20 |
| ジョンブク | 3,083,998,872 | 128,135,494 | 11 | 1,227 | 333 | 1,568 | 407 | 747 | 3 | 3,545 | ₩36,145.41 |
| ジョンナム | 3,349,600,000 | 137,244,633 | 8 | 1,082 | 435 | 2,318 | 232 | 279 | 6 | 3,685 | ₩37,244.13 |
| キョンブク | 4,356,686,000 | 178,232,233 | 8 | 1,469 | 479 | 2,380 | 502 | 923 | 11 | 4,783 | ₩37,263.69 |
| キョンナム | 4,474,355,671 | 185,870,795 | 9 | 1,574 | 600 | 3,439 | 635 | 1,355 | 17 | 6,385 | ₩29,110.54 |
| チェジュ | 913,227,322 | 38,184,053 | 3 | 445 | 95 | 546 | 133 | 339 | 18 | 1,348 | ₩28,326.45 |
| 計 | 62,875,504,496 | 2,604,889,277 | 173 | 25,801 | 7,799 | 47,564 | 7,622 | 15,590 | 401 | 89,356 | ₩29,151.81 |

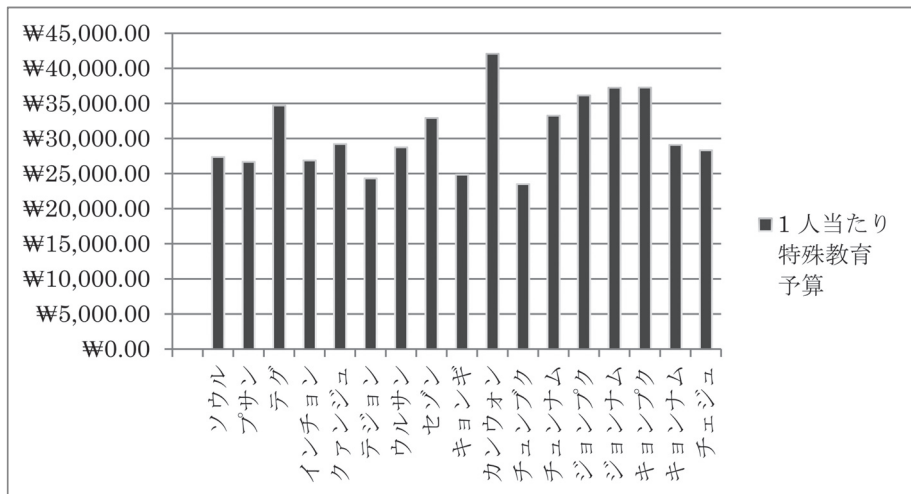


図 3 地域別特殊教育予算

表 8 2017 年度市・道治療支援

(単位：ウォン)

| 市・道 | 支援人員 | 支援予算 | 1人当たり予算 |
|-------|--------|----------------|-----------|
| ソウル | 8,830 | 11,554,029,000 | 1,308,497 |
| プサン | 3,441 | 4,009,200,000 | 1,165,126 |
| テグ | 3,491 | 4,355,033,000 | 1,247,503 |
| インチョン | 3,110 | 2,563,383,000 | 824,239 |
| クァンジュ | 2,024 | 2,474,400,000 | 1,222,530 |
| テジョン | 1,286 | 1,283,673,000 | 998,191 |
| ウルサン | 1,057 | 1,902,245,000 | 1,799,664 |
| セゾン | 281 | 324,576,000 | 1,155,075 |
| キョンギ | 2,742 | 4,441,483,000 | 1,619,797 |
| カンウォン | 1,854 | 2,801,414,000 | 1,511,011 |
| チュンブク | 2,774 | 3,488,511,000 | 1,257,574 |
| チュンナム | 1,796 | 1,863,933,000 | 1,037,825 |
| ジョンブク | 2,611 | 3,007,002,000 | 1,151,667 |
| ジョンナム | 1,461 | 2,062,338,000 | 1,411,593 |
| キョンブク | 3,029 | 3,722,851,000 | 1,229,069 |
| キョンナム | 1,902 | 4,193,445,000 | 2,204,756 |
| チェジュ | 778 | 1,100,000,000 | 1,413,882 |
| 合計 | 42,467 | 55,147,516,000 | 1,298,597 |

出所：2017 年度特殊教育年次報告書

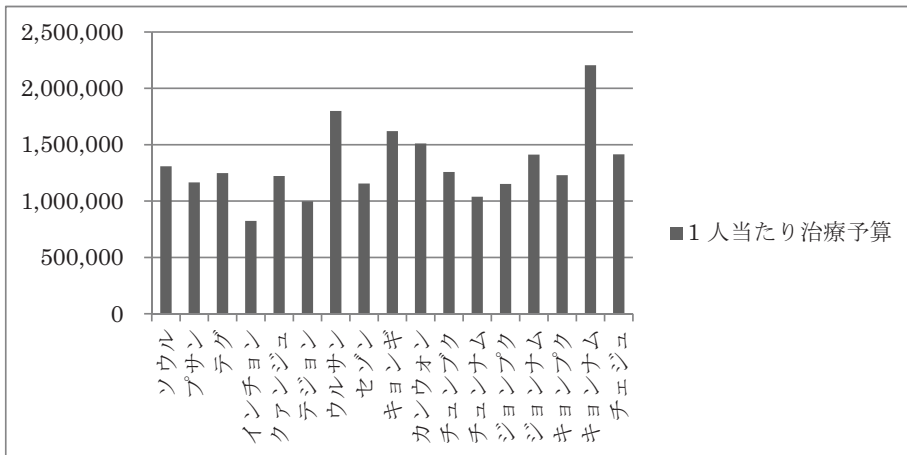


図 4 地域別児童・生徒一人当たりの治療支援予算

【考察】

本論においては韓国における特殊教育あるいは障害児・者教育に関しての歴史的背景と現状の問題点を述べた。

問題点の第1としては、韓国において障害児・者の教育という概念が生まれたのは比較的新しく、近代以降、欧米先進国の主導によって展開したことに生じる諸問題である。その問題のひとつは、近代欧米諸国の複雑な国際関係の影響を受け、韓国の障害児・者教育には多くの変更が行われてきたということである。

2つ目として、同質性を追求する風土が根強いという問題である。先に述べたように、近代欧米諸国の影響を受け、近代において外交使節団や宣教師等によって欧米から特殊教育という概念を取り入れようとした。しかし、韓国の近現代は自らの国を持たず、2度目の世界大戦が終わってから非常に大きな戦争を経験したのち、実質的な国家運営が始まった。軍事独裁、クーデター、高度経済成長、科学技術、民主化等、その運営はかなり厳しいものであった。もちろん、南北緊張問題や周辺の大國との国際関係を維持しながらである。それでもある程度の発展をしてきたのであるが、そのためには国民の中に民族的な同質性のようなものを追い求める必要があった。韓国は近代以降、非常な緊張を経験してきたが、常に同質性を求め続け、多様性を排除してきた。同質性を持ち続けるというのは、多様性をなくすということにもつながる。しかし障害児・者問題を考えるときにはこの同質性への追及が問題となるのではないか。現代において、多様性を認める社会作りは世界的にも課題とされている。韓国は多様性というものに関してはあまり意識しなかったのではないか。

問題点の第2としては、地域間の格差である。障害児・者の問題は常に優先順位が低くなりがちである。優先順位の低いものを地方に預けてしまえば格差は広がる一方である。中央政府はある一定の予算配分をしてそれでよしとするのではなく、地方において優先順位が低くなりがちな特別教育予算の配分を一定以上にするように規制するべきである。個々の障害児・者やその家族は配分される予算の総額ではなく、細かく分けられた予算によって多くを維持できるのである。

特殊教育に対する国家レベルの行・財政支援に関する事項が法律で明示され、担当部署の設置、特殊教育支援センターの強化などこれを強力に推進することのできる支援体系を構築しなければならない。地域間の格差を解消するためには、現在の教育部特殊教育政策を特殊教育局にその機能を拡大させ、中央政府の特殊教育に対する政策決定と支援の役割を強化させなければならない。障害対象者がどの地域に居住しても均等な教育の質と量を担保できるようにするため、中央政府が積極的に関わるべきである。

問題点の第3としては、特殊教育の質的な不十分さである。2018年現在「障害者などに対する特殊教育法」は、実行してから10年になった。この法の第20条・21条により、通常学校での障害児童・生徒に対する統合教育を拒否できないようにし、補助学習機会の提供、通常教師の特殊教育研修の実施などを通じて充実した統合教育を実施するように規定しようとした。これによって表面的には、2008年に67.3%、2017年には70.7%の児童・生徒が統合教育を受けている。このように特殊教育は全般的に大きな発展をもたらしたという事実は「障害者などに対する特殊教育法」施行後に現われた統計数値を通じて示されて

いる。

しかしながら、「障害者などに対する特殊教育法」は施行10年目を迎え、障害児童・生徒の教育権は量的には向上したように思われるが、質的には相変わらず不十分であり、特殊教育事業を地方に委譲されたことで、特殊教育において地域ごとの格差が深刻化している状況である。

特殊学校の小学、中学、高校課程の児童・生徒数を見ると高校課程の在籍数が非常に多いことがわかる。これは障害を持った子どもが一度は通常の学校を選んでも多くは小学、中学過程で学校になじめずに、義務教育である高校課程において特殊学校を選ばざるを得ないということである。その背景には、障害児童・生徒個々のニーズに合わせた支援システムが定着してないことが考えられる。また、特殊学校や特殊支援センターが地域住民の反対によって建設を断念するケースもある。これらはいずれも学校内においても社会においても、障害児・者に対しての無理解から出ているものである。それは差別であり偏見である。

一つの社会が時代の中で経済、文化を高めていくためにはどのように教育を確立していくのかが大きな問題である。韓国は同質性を追い求める方向から多様性を持つ社会を求めべきであり、今後増え続けるであろう障害児・者をその多様性の中で受け止めていくことが必要なのではないか。

障害児・者教育のあり方は、韓国社会の中での教育全般の方向性を決めていく大きな要因となるのではないかと考える。

注

- (注1) 特殊教育歴史において近代国家成立以前を「朝鮮」とし、以降を「韓国」と表記する。これは1953年、一つだった朝鮮が南は韓国（大韓民国）、北は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）に分断されたことである。
- (注2) 太祖（テジョ）は高麗の初代王（877-943）、在位期間は918-943年である。
- (注3) 元宗（ウォンジョン）は、高麗23代王（1219-1274）、在位期間は1259-1274年である。
- (注4) 世宗（セジョン）は、朝鮮の第4代王（1397-1450）、1443年訓民正音（28字からなる韓国固有の文字、ハングル文字）を創設し、雨量計や日時計などの科学器具を制作した。
- (注5) 保健社会部は韓国の中央行政機関のうちの一つであり、1921年に社会課が創設されて以来、保健厚生局（1945、軍政法令第18号）、保健厚生部（1946、法律第1号）、保健部（1949、法律第22号）を経て1955年に続いて保健社会部（法律第354号）が今日に至っている。保健社会部とは、保健社会部長官により、保健衛生、防疫、議員、約定、救護、自活指導、女性、児童と家族計画に関する事務を管掌させるために設置された中央行政機関をいう（政府組織法第39条1項）。

参考・引用文献

- (1) キンキフン（2009）『障害児教育』『障害児童の理解と教育のための入門書』集文堂、P132参考
- (2) 同前、P133参考
- (3) 同前、P135参考
- (4) キムウォンギョン・イソクジン・キムウンジュ・グォンテクフワン（2010）『特殊教育法解説』教育科学社、参考
- (5) 特殊教育白書（2010）国立特殊教育院
- (6) 韓国「官報」、国家記録院
www.archives.go.kr/next/search/searchTotalUp.do

韓国における特殊教育の歴史と現状

- (7) 教育科学技術部 (2008)「障害者などに対する特殊教育法令」『解説資料』 ソンミョン印刷
- (8) 教育科学技術部 (2011)「特殊教育年次報告書」 教育部印刷
- (9) ウェルフェアニュース (2012.3.29記事)「不足している特殊教師、障害児童の未来が危ない」
<http://www.welfarenews.net/news/articlePrint.html?idxno=30727>
- (10) 特殊教育統計 (2017) 教育部印刷
- (11) ソンギチャン、コンウンベ、ウミヨンスク、チョンセヨン、ハンユギョン (2006)「地方教育財政交付金法の運営成果と改正方向」『教育財政経済研究』 第15巻 (2) P119-152
- (12) キムヨンイル (2017.5.1社説コラム)「なぜなら」『特殊教育では教育部が必要だ』
<http://www.hani.co.kr/arti/PRINT/793054.html>
- (13) 明日新聞 (2017.5.1記事)「大人達の利己心に涙を流す障害学生・市道教育庁間の格差深刻 『特殊教育、中央政府が直接取りまとめる』」
http://www.naeil.com/news_view/?id_art=238482
- (14) 教育科学技術部 (2017)「特殊教育年次報告書」 教育部印刷